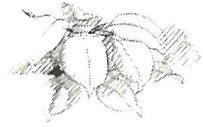


女性の氏と存在

——民法改正がもたらしたもの——



笹野貞子

消えた友人

同窓の友とは不思議なものである。教師をしている後輩と久しぶりに出会い、五分も話しているうちに昨夜別れた話の続きでもしているように話はずむからである。

豪快で話好きの彼は、こんなことを聞かせてくれた。進学指導のため父母との懇談会を開いた時、私と同期らしい母親と面談し、学説批判から天下国家にまで話が及び、大いに共鳴し、女性の社会意識の高さ

を痛感したとのことである。私は、高校生の母親となつている同期生がいることに、卒業後の年月を感じ、息をのんで彼女の氏名をたずねた。「小林」といっても無表情な私の顔を見て、フェミニストの彼は、気の毒そうに、彼女の結婚前の氏名は知らぬとつけ加えた。すでに中年を過ぎた彼女の顔型を聞いても、はちきれそうな学生の時の顔をいいあてることは無理だった。

卒業と同時に各方面に散って活躍している友人の何人から結婚通知をもらえるだろうか、郷里に帰り、妻となり母となつてい

る女性たちを、結婚前の氏名を聞くまで一時的にしろその存在を消してしまふ「氏の変更」ということは、どんな意義があるのだろうか、今でも彼女の存在はわからない。

私は氏名について愉快にしかつ深刻な経験を学生時代に味わい、少なからず興味を持たざるを得ないのである。

旧制女学校の生徒だった私たちは、貝原益軒の「女大学」を地で行くような儒教思想の下で、名門の女学生がとるべき態度を教つたものである。「男女七歳にして席を同じうせず」などと真面目くさつて、男のオオカミ説を力説する女教師を見て、こんな面白い女性と結婚した男性は、世界一気の毒な男性だろうと同情したものである。そんなある日、敗戦をむかえ、新憲法成立によつて、すべての価値基準の変革により、男女同権による男女共学が実践されることになつたのである。さあ大変、名門の女学生は男とは口をきかぬもの、などと力説したえらい先生方は右往左往、後で聞いた話だが、組編成をどうしたら良いかこまりはて、男女ともABC順に並べて

二十五人ずつ、五十人編成したとのことである。

共学第一日目、玄関にはり出された名簿を見ると、私の組はSのつくクラスであった。Sのつく名前が大変なのを先生方はご存じなかったのだろうか。佐藤が二十人、佐々木が十五人、斎藤十人といったぐあいである。もはや氏名の「氏」の方は個人を識別する呼称としては使いものにならない。そこで皆んなで協議し、氏を呼ばずに全員名の方で呼ぶことにした。名の方は以外と同じ名の人がないものである。異性とは口をきかぬことによって紳士淑女のプライドを保っていた彼らたちであったが、「太郎ちゃん」「花子さん」と呼び合うことによって、この悪弊を一きよに払拭し、短時間のうちに新憲法の精神を実現することができたのである。いかに氏名が日常の生活の中で重大な役割を果たしているかわかるのである。

家と嫁と氏

新憲法は、第十三条と第十四条において、個人の尊敬と幸福の追及を大きくかか

げ、家父長的家族制度を全面的に廃止したのである。それによって、家名であった氏も当然その内容を変えなければならない。

新憲法が新しい意味において氏名は個人の呼称であり、個人の固有名詞であるとするならば、使いものにならない氏があつたり、ある日突然変更したりするのは、おかしいのではないだろうか。私は我が国の氏制度の民法の規定が、新憲法の精神にそぐわないものであり、また実生活の中で女性の存在を無視した規定だと指摘しなければならぬ。

そもそも氏とは、古くは同じ祖先をもつ血縁的集団を表わすものであり、この時代では、婚姻によって妻が氏を変更することはあり得なかつたし、かえって祖先の違いを現わすためには、同じ氏に変えることは、不都合であつた。このような時代を経て、「家名」としての氏が登場してくるのである。

男性にとって出生と同時に決定づけられる氏は、それ以外に、人生の過程の中でさほど重大問題とならず見過ごされるものである。しかし女性にとって「家名」である氏は、彼女たちの人生を大きくふりまわす

のである。

古い時代はさておき、近代日本に脱皮しようとした明治維新後の日本の氏について見ると、先進諸国とは違った意味において、特異な発展をしていることがわかる。

それは家父長的家族制度を強力におしすすめたことであるが、その理由をあげるならば、まず第一に経済的後進性である。我が国の資本主義経済の立ちおくれは、労働政策の立ちおくれも伴い、つねに労働力増減のしわ寄せは、過少農的経営をしいられている農村社会に押しつけられたのである。

そのためにも農村社会における家族労働力の集約と統轄が必要であつた。家父長に与えられた強大な権力は、家族制度維持のため、国家権力の延長として日本社会の統制原理となつて浸透していったのである。

次ぎの理由は、経済的に立ちおくれた日本は、そのおくれを取り返すためにも一挙に植民地政策をとり、それを支える軍国主義国家を形成しなければならなかつた。明治維新後の日本の歴史を見る時、侵略戦争一色にぬりつぶされた歴史であるといつても過言ではない。戦争に勝つためには、忠

実にして勇敢な兵士を常に確保しなければならぬ。この兵士の確保こそ、家族制度の強化は、恰好な国策であったのである。「家系断絶」を最大の悪とし、常に「家」を継ぐ男子を、女はたやすことなく生み、「世襲制度にして男を家にしぼりつけ、その数の確保と算定を容易にしたのである。また国家のために戦死した男子は、英雄として神社に祭り、「家」にはその霊を代々祭ることを義務づけ、男は死して神となり、家の名譽となつて子孫からあがめられる存在であつた。

このように軍事的要請を充たす「家」は、常に永遠性と不死性でなければならなかつた。以上のように、「家」制度確立の重大性を認識した明治政府が、その実現として、最初に着手したのが、「氏」であつた。大政官布告を出し、士族のみならず、百姓町民にいたるまで「氏」の必称を命じ、身分階級を戸籍の完備によつて把握しようとしたのである。つまり、明治政府は、その国家権力の政治的経済的基礎的な単位を「戸」つまり「家」に求め、家を通じてすべての

個人を把握しようとしたのである。この意味において、明治民法典における「家」の名称である「氏」は、重大な意義をもつたものであるといわざるを得ない。国民はすべて、それぞれの家に属し、その家の「家名」である「氏」を称さなければならなかつた。明治民法第七百四十六条は「戸主及び家族ハ其ノ家ノ氏ヲ称ス」とあり、嚴格に家名を称さなければならなかつたのである。「家」を継ぐのは男子のみである由、男は「家名」である氏を変更することは、許されなかつたのである。男とは反対に、明治民法第七百八十八条において「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」と規定されていゝた。つまり家に入るといふことは、財産も人格もすべて夫に吸収されることであり、夫の家に仕える証明として、氏を変更することであつた。氏を変えた女は、嫁となつて、ただひたすら家系を絶やすことなく、せつせと男の子を生み、無償の労働力として「お家」のために働き、忠勇な戦士を送り出し、後顧の憂を残させぬよう貞節を保つたのである。

このように明治政府は、民法典をはじ

め、あらゆる手段を通じ、家父長的家族制度の確立をはかるため全力を注いだのである。そしてこの家族制度の確立こそ、女性の存在を無視し、女の多樣的に生きる個性を奪い、ただ貞節にして忍従な女の生き方だけを押しつけたのである。妻の氏の変更は、家のために尽くす従順な嫁として、女性の存在を抹殺する重大な役割を果たしたのである。

新しい時代での夫婦が同じ氏の意義

明治維新後の日本が歩んだ道が、いかに間違つたものであつたか、それは第二次世界大戦の敗戦によつて思い知らされたのである。その間違いを全世界に反省する思いをこめて、新憲法は成立したのである。その第九条は、戦争の放棄によつて軍国主義の過ちを正し、恒久平和を宣言した。また第十三条と第十四条によつて、家父長的家族制度の「お家」は完全に廃止されたのである。自由で平等な個人の尊厳、男女同権などという言葉は、封建的家父長的家族制度にあつては、不倶戴天の禁句であつた。しかしこの新憲法の精神によつて、家族制度

を絶体的条件として擁護してきた旧民法典は、大改正を余儀なくされたことは当然のことであった。

しかし新民法の中で、自由にして平等な個人主義を基本として改正された家族法が、どこまで新憲法の基本原理を実現しているか、はなはだ疑問であるといわざるを得ない。

なぜなら、女性の存在を抹殺し、とことんまで女性を苦しめた家族制度の代弁者ともいふべき「氏」のあり方を、新民法は安易に解釈し、女性の立場を真剣に考えていないように私には思えるのである。

氏名が個人の呼称であり固有名詞であるというのなら、新民法第七百五十条に規定されている「夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」という夫婦同氏の原則は、「夫又は妻」となっても、いずれにしろ、一方が氏を変更しなければならぬということは、おかしなことである。

また、第七百六十七條の、「婚姻によつて氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によつて婚姻前の氏に復する」という離婚復

氏の原則にいたつては、固有名詞を変えるということの無神経さの表われである。ちなみに、婚姻によつて夫婦が同じ氏を称する理由として、学説をみると、氏とは、夫婦の扶助的生活共同体と、親と未婚の子から成る保育的共同体としての「家族共同体の名」とする説、また血縁集団、血統集団を表わす「血統の名称」とする説、また同籍者の集まり、また戸籍編製の基準とする同籍者集団名とする説等が代表的である。しかし、どの説も納得のいくものではない。

なぜなら、扶助されない夫と妻との関係、子が大きくなく経済的にも独立した場合にどうなるかという疑問が残る。いかにも金銭的強者の統率としての氏を感じさせるものである。また、同じ名前が同じ血統という一つの資料にはなるが、親子はともかく、夫婦が同じ氏を称する説明が困難である。やはり氏は、すなわち新憲法の精神通り、個人の呼称であり、固有名詞であるとするのが一番すつきりするのである。故に、結婚によつて夫婦をしゃにむに同じ氏名にする民法の夫婦同氏の原則は、もはや近代的精神に欠け、新憲法の本当の意義を

理解していないといわざるを得ない。現に、民法第七百五十條の草案当初は、家名としての氏を意識し、明治維新後、国策として国民にたたき込んだ家族制度を、今度は社会的慣習として、国民感情に変える一つの手段としたということを述懐している委員もいる。そしてその思惑通り、新憲法成つてすでに三十年、新しい世代の若者が結婚する現在にいたつても、「夫又は妻の氏」という条文はかえり見られることなく、その結婚する九十八%までが夫の氏を名のり、この条文の意義は何もいかされていないのが実情である。

日常生活の中で、名前ほど衣食住に次いで身近かな存在はない。外国の男性は、女性と親しくなるコツは、まず相手の名前を何度も呼ぶことである、などという愛のテクニクがあるくらいである。たしかに私も外国に行くと、はるかに日本にいる時より多く名前を会話の途中で呼ばれているのに気がつくのである。また、私の共学当時の愉快な経験からいっても、呼び方によっては、いつまでも「席を同じうせず」になるか、新憲法の精神が生かせるかの違い

にもなるのである。

さて私は、何も夫婦を同じ氏にするのが悪いというためにこの紙面を無駄使いしているわけではない。ただ夫婦を「強制的」に同じ氏にさせるのに反対しているだけである。結婚して同じ氏になりたい人は、どうぞ同じ氏になって下さい。しかし同じ氏にすることによって不便になったり、不利益をこうむる人もいることを理解してほしいものである。

氏名についての男女の平等

現代の女性の生き方は、封建時代に一方的に押しつけられた形にはまった生き方ではなく、個性豊かな多様化がその特徴である。若くして結婚する女性もあれば、職業人として成功してから結婚する場合もある。また政治家のように、自分の名前を他人に書いてもらうことによって生活を維持している場合もある。こんな場合には、自分の氏名を覚えてもらうのに莫大なお金を使うようであるが、ことは深刻である。こんな場合、生まれながらの氏名を使っている男性より、途中で氏名を強制的に変更さ

せられた女性候補には、票の割増をするのが公平ではないだろうか。

現代に生きる女性のあり方をもっと親切に考えるならば、民法第七百五十条の夫婦の氏の問題は、当然に任意規定にすべきであり、選択の自由を認めるべきである。

外国においては、選択制を採用し、この問題については解決すみの国が多い。例えば中華人民共和国では、「夫婦はそれぞれ自己の氏名を使用する権利をもつ」と規定され、妻の氏名を称することに、革命前とは違った意味で誇りを与えているのである。

イギリスでは、もともと家族制度をとっておらず、家籍の変動などあり得ないため、夫婦の氏についてはまったく自由である。

またソビエトでは、革命と同時に女性の地位向上及び完全な男女同権政策により、氏は全面的に自由になり、夫・妻どちらの氏をとってもよし、また別々でも良く、また、妻は夫の、夫は妻の氏を自分の氏の上につけて称しても良いことになっている。

このように、氏名についての男女の本質

的同権とは、強制的に同じ形にはめることではなく、男女の個性を生かすことであり、お互いの意思を尊重することである。

夫婦同氏の規定よりまだいけなかったのが、民法第七百六十七条の離婚復氏の原則であった。結婚によって変更するのはまだがまんもできるが、「皆さん私は離婚しました」とばかり婚姻前の氏に強制的にもどされるこの規定は、憲法に個人個人の尊厳など、まったく無視した規定である。

欧米のごとく、離婚ということが、次ぎの結婚への自由の宣言であるという社会認識のところならいざ知らず、我が国において離婚するということは、経済的にも精神的にもあらゆる方面で不利に働く現在では、あまりにも女性を傷つける規定ではないだろうか。そしてこの規定の根底には、婚姻によってその夫の家名を名乗った妻は、離婚によってその家を追い出されたのだから家名を名乗らせるわけにはいかないのだという考え方がひそんでいるとしか思われないのである。

外国の立法例からみても、結婚と同時に、妻は夫の氏を称するとするドイツ民法です

ら、離婚した妻は依然として夫の氏を称するのが原則とされていくくらいである。

氏が本当に個人の呼称であるというのならば、個人の呼称秩序の一貫性及び継続性の確保という現代の要請にこたえて、むやみに呼称を変えるべきではない。我が国における根強い家意識、家名意識を助長するような条文は、あつてはならないのである。このような観点から、ついに昭和五十五年六月十五日、民法等の一部を改正する法律の公布によって、民法第七百六十七条の離婚による復氏の規定は改正されるにいたつたのである。

改正された規定は、離婚によって復氏することは原則としながらも、婚姻中の氏を称したいとする者については、離婚後三カ月以内に戸籍法による届け出をすることによって婚姻中の氏を称することができるというものである。この改正によって、妻が受けた社会的苦痛や、子と氏の違いによる母の悲しみをやっとなげることができるようになったのである。

この民法改正という事実は、女性の幸福の前に常に大きく立ちはだかる、封建的家

族制度の残しように対し、女性のねばり強い闘争の勝利とでもいえるだろうか。そして女性がその日常の生活の中で新憲法を生かし、ますます地位を向上させるためには、人類がたどつた生存権獲得のための壮絶な闘争の歴史と同じように、女性もまた幸福のための闘争をしなければならぬ。

同志社女子教育百年の重み

「女性が幸福のための闘争」という言葉を口にする時、私は、なぜか具体的な人間として私の母を思い浮かべるのである。明治生まれの彼女は、当然忍従する女を押しつけられる中で、懸命にもがき抵抗し堂々と夫婦の平等を叫びつづけた女性であった。父とのなばなし夫婦喧嘩は、父が彼女の存在を無視した時に必ずおきるのである。父のいるところ必ず母あり、父と共に働き、父と同等の発言権を獲得していた。そんな彼女が、私の進学について強く同志社大学に進むよう指示したのである。その理由は、女性に学問の門戸を開放した新島襄こそ、お前が最大の敬意をもってその精神を学ぶにふさわしい大学であると。

明治維新後、あらゆる分野で世界におくれをとつた我が国にあって、同志社女子教育百年の歴史は、世界に誇る輝かしい歴史である。女子教育を拒み続ける我が国の国策の中にあつて、その悪政に抵抗し百年の計を夢みて女子に与えた学問の自由の歴史の重みこそ、この学舎に学んだ女性は、体いっぱい受けとめなければならぬ。そして彼女たちこそ、日本中の、いな世界中の核となつて女性の地位向上と女性の幸福の追及のために闘争し、努力し、その権利を享有しなければならぬ。

今回の民法改正の問題は、女性に対して知らぬうちに徐々に固有名詞を変えらることを社会通念として慢性化させようとした思想への、小さな一撃ではあつたが、これを突破口として、真剣に家族法に対してメスを入れなければならない。しかし、そのためにたどる長いイバラの道程の中で、幸福の光を与えてくれる原動力に、同志社女子教育百年の重みをずっしりと感じたいものである。

（昭和三十一年法学学部、三十六年
大学院卒、愛泉女子短期大学助教授）

「徳育」考

——新島襄の「知徳併行主義」と「知徳体」——

堀口和吉

「知育・徳育・体育」という言葉は現在も用いられることがある。その略語として「知徳体の三育」などといわれることもある。そして、「知徳体」は同志社の校訓であるかのような発言を聞くこともある。私は、「知徳体」という言葉はじつに悪い言葉だと断定している。そしてまた、それは同志社の教育、つまり新島襄の「知徳併行主義の教育」とは異質のものだと考えている。できることならその言葉は消滅するようにと願っている私の思いを述べ、私に賛同する人がひとりでも多くなることを期待して、私はこの小文を記す。

(一) 「知育・徳育・体育」の始まり

この言葉が文献に現れたのは、明治十四年（一八八二）十一月に文部省音楽取調係が編纂して高等師範学校付属音楽学校が発

行した『小学唱歌集初編』の緒言に見えるものが最初のようにある。

凡ソ教育ノ要ハ徳育、知育、体育ノ三者ニ在リ 而シテ小学ニ在リテハ最モ宜ク徳性ヲ函養スルヲ以テ要トスヘシ

筆者は、音楽取調係長の伊沢修二である。彼は教育学者であり、のちに長く東京高等師範学校の校長をつとめた人である。

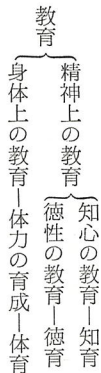
彼が明治十五年に著した『教育学』は、米國留學中マツサチュセツ州ブリュヂウオートル師範学校で校長エ・ジ・ボエデン氏に受けた講義を基にしたものだとその緒言にあるが、そこに「知育・徳育・体育」の言葉がふんだんに用いてある。そして、その言葉は、英語の Intellectual Education, Moral Education, Physical Education をそれぞれ訳したものだと言末付録にある。

それより先、明治五年（一八七二）、米國代理大使であつた森有
礼は、日本の教育政策を樹立するための参考として、米國の多
くの役人・學者に意見を求めたのであるが、その質問の書簡に
次の言葉がある。

余ハ一般ニ、日本ノ状態ヲ知的・道德的・身体的ニ向上
セシムルコトニ関シテノ貴官ノ見解ヲ啓示セラレンコトヲ
望ムモノデアル。

教育の方法を三つに分ける考え方は、当時の欧米の自由教育
思想では普通のことであつたようである。英國の教育學者スベ
ンサーの教育論を翻訳した明治十三年発行尺振八訳の『斯氏教
育論』には、「心智・品行・體軀」の用語が見える。いろいろ
の訳語がある中で、伊沢のものをもっとも要を得ていたからで
あろう。以後は「知育・徳育・体育」が一般的用語になつたと
考えられる。

ところで、ここに注意せねばならぬことがある。それは、この
三つが、同一面に鼎立するものではなくて、次のような関係の
ものであつたことである。



（伊沢修二「教育学」）

精神の教育を「知育」と「徳育」との二つに分けて、それぞ
れ両面から人間を育成するという考えが、じつに意義深いもので
あつたのである。

（二）「知徳分離」の教育

精神の教育を「知」と「徳」とに分けるやり方が、欧米に以前
から自然に存在していたのではない。中世では、學問も教育も
「知徳合一」であつた。「それでも地球はまわる。」と叫ぶには
宗門からの追放が避けられなかつた時代は、「知」が「徳」に
隷屬するという「知徳合一」の状態であつた。

古く、ソクラテスが「知徳合一」を論じた場合、それは「人
は正しい知恵を持ちさえすれば、かならず徳を行うことができ
る。そこで、徳とは善を知る知恵にほかならず、知と徳とは
一体である。」というものであつた。しかし、「善」が權威に支
配され、「徳」が權威に束縛されるに及んで、「知」はまったく
「徳」の奴隷と化したのであつた。

そのように変質した「知徳合一」の中で、自由を求めるはげ
しいたたかいの歴史を経て近代社会にもたらされたのが、「知
徳分離」の教育だつたのである。もちろん、そこで唱えられる
「徳育」は、權威の示す徳目に人を順応させる教育などではけ
つしてなかつた。

わが国の封建時代、武士に課せられたのは「文武二道」であ
つた。この「文」はまさに「知徳合一」であつて、幕藩体制に
順応することを求める「徳」が完全に「知」を支配するもので
あつた。「徳」を離れた単なる「知」の存在は許されなかつた。
体制からはみ出す蘭学などが迫害を受けたのは当然である。

さて、欧米先進國の新鮮な息吹きに触れた開化期の日本の若

者たちは、その「知徳分離」の世界に大いに眼を見張ったことであろう。權威にしばられることのない自由激潮の「知」。徳目に追随するのではなく、確立した個人主義を基に自ら行動を律していく独立自主の「徳」。若者たちには、それは大きな衝撃であった。そして、あまりにも遅れている日本の姿が、さぞかしがゆいことであったであろう。帰国した若者たちの発言は、はげしいものであった。明治十一年、福沢諭吉の『通俗民権論』は、人民は「知力・財力・徳力・腕力」の四つの力をそなえねばならぬと主張した。伊沢修二の『教育学』は、「知育」の基に「論理学」を、「徳育」の基に「心理学」を、と述べた。「知徳併行主義の教育」を唱えた新島襄は、「キリスト教を徳育の基本とす。」と高々と宣言した。

(三) 「徳育」の変質

「知育・徳育・体育」が定着化する中で、もっとも問題となつたのは、いうまでもなく「徳育」である。近代主義者の「知徳分離」の「徳育」は、前近代主義者の「知徳合一」の「徳育」と、正面から衝突するものであった。

徳性を涵養するに音楽の用ありとする『小学唱歌集初編』の「徳育」は、素朴ながら個人の徳性は自ら確立するものだと思想がうかがわれる。しかし、学校教育の一つの柱として、「徳育」を確立しようとするには、さまざま困難と錯誤が生じたであろうし、また、自由教育思想に反対する国粹思想の攻撃もはげしいものであった。『明治文化全集教育篇』巻末の、

『教育文献年表』にあげるいくつかの論争を見よう。

明治二十年、加藤弘之の『徳育方法案』は宗教道徳による「徳育」を主張した。二十一年、西村正三郎の『小学徳育新論』は宗教以外に「徳育」を求めよと述べた。二十八年、山崎彦八の『日本道徳法案』は日本道徳の存在を説いて鍛錬道徳こそ「徳育」だとした。二十三年、能勢采の『徳育鎮定論』が出た。という次第で、熱っぽい論争が、この頃にはげしく行われたのである。

しかし、この数年続いた「徳育」論争がまさに鎮定されたのは、明治二十三年十月三十日であった。神聖にしておかすべからざる明治天皇の『教育ニ関スル勅語』が出現したのである。

この明治天皇の言葉というのは、「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ」等々と臣民の持つべき十四の徳目を示し、究極のところ、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と臣民に命ずるのである。つまり、臣民は忠君愛國を至徳とし、天皇には絶対にしたがひ、命を捧げよというわけである。「教育勅語」の授業への具体化が「修身」であった。親孝行をさとされたり、友情をうったえられたりして納得しているうちに、おのずと天皇への忠誠を身に付けさせられるというやり方は、巧妙であった。

こうして、日本の「徳育」が固定させられてしまったのであるが、これは、もはや新島らの叫んだ「徳育」ではなくなつた。それが本来否定しようとしたものに、「徳育」はなり下がってしまったのである。もともと近代主義者によって、ロマン

の夢をただよわせ新鮮なひびきをたたえて語られた「德育」は、ここに、まったく同音異義の怪物と化したのであった。

新島の「良心の充満せる丈夫」というのは、「ひたすら天皇に忠誠をつくす人間」では断じてなかった。それは「権威に束縛されることなく、真に正しいものを自分で見出して身に付け、強く生きていく独立自主の人間」であった。伊沢がその「德育」の根本に心理学をおいたのは、心の探究によって真の自信自觉をもった人間が満ちあふれる社会を期待したのであったろう。不十分ではあったかもしれないが、前向きな創造的なこれら愛国者たちの気運を、愛国の名によって一挙に圧しこめたのが「教育勅語」なのであった。

以後の歴史は事こまかに言う必要はないであろう。富国強兵・軍国主義に連なるその教育が、いかに日本の発展を妨げ、いかに世界の進歩を遅らせたことか。

「德育」の変質とともに、「知育」も「体育」も本来のものでなくなったことはいうまでもない。「知育」は当然のことながら勅語のわくから出ることを許されず、体制に反するとされた学者・教育者が、多く教壇を追われた。「体育」も、「国民の健康な生活」という甘美さの奥に、「兵隊になる訓練」が待ち構えていた。しだいに正体をあらわした「体育」は、昭和十年代ともなれば、もはや、なりふりかまわず、およそスポーツなどは白眼視され、軍事教練が優位に立つ「国民皆兵」の教育と化したのである。

「知育」も「体育」も、すべて勅語の「德育」に隷属すると

いう悪虐無道な教育体制でありながら、それをカモフラージュする言葉として「知育・德育・体育」は生きつづけ、「知徳体」が唱えられてきた。「頭は良い方がいい」、「行儀は良い方がいい」、「体は良い方がいい」という単純な思想の持主たちに快美感をもたらず言葉として君臨し、長い間多くの人々を惑わしつづけたのが「知育・德育・体育」であり、「知徳体」だったのである。多くの若者の夢と希望をふみにじり、楽しかるべき青春を悶死させた元兇、それが「知育・德育・体育」であり、「知徳体」なのであった。

四 「知徳体」の崩壊と再生の不安

昭和二十年（一九四五）は、大日本帝国の崩壊の年であった。「教育勅語」の崩壊の年であった。「知徳体」の崩壊の年であった。

その頃、「父母ニ孝ニ」や「朋友相信シ」などの美德がなくなつては困る、デモクラシーの觀念だけでは子供の教育はできぬ、教育勅語に代わるものを設けねばならぬ、などとまじめに心配する人がいたそうである。半世紀以上の勅語体制の教育が、「徳」は授け示すものだという考えをしみこませてしまったのであろう。

もちろん、識者は、そんな考えに惑わされなかった。新しい教育は、マッカーサーの要求によるものとはいえ、民主主義・基本的人権を基として出発した。本来的な「德育」はもとより必要不可欠なものではあるが、いまわしい「教育勅語」に支配

されてきた「徳育」なる単語は、意識の外に葬り去られた。「修身」は廃止された。各教科の授業がそのまま「徳育」につながるという形で、新しい教育は始まった。

かくて、黒いしみの付いた「徳育」の語が葬られるとともに、「知育・徳育・体育」と叫ばれることもなくなり、「知徳体」の言葉も葬られた。死語となった感があつた。

しかし、昭和三十年代、この黒い言葉は、またぞろ頭をもたげ始めてきた。「世の中が悪いのは教育が悪いからだ。教育が悪いのは徳育をしないからだ。」とでもいうのであろう、「徳育」の復活がはかられた。さすがにうしろめたさがあつたのであろう、そこには「道徳教育」なる語が用意された。いま、小・中学校には「道徳」の時間がある。高校に「倫理・社会」の科目が設けられた時、これも「修身」の復活かと騒ぎがあつた。こういう動きとともに、また、「知育・徳育・体育」が、「知徳体」が、ささやかれるようになってきている。

「道徳」や「倫理・社会」は、「修身」とは異質である。現代の教師が、「修身」を教えるなどということとは、あり得ないのではあるけれども、この国では、「道徳」とは自分たちで作り上げるものだというよりは、えらい人に示してもらふものだという精神構造がなくなつたとは言ひ切れないので、いささか不安でもある。いかに『期待される人間像』が世に嘲笑無視されたとはいっても。

(田)同志社の「知徳併行主義の教育」

新島襄は、もちろん「知徳体」などと言ってはいない。新島の唱えたのは「知徳併行主義の教育」であつた。「体」が無いのは片手落ちだ、などと言ってはいけぬ。そういう理解は、新島の心とはずいぶんかけ離れたものである。

明治二十一年に施行された『同志社通則』の『綱領』を見よう。

第一条 知徳併行ノ主義ニ基キ教育ノ業ヲ挙クルヲ以テ
本社ノ目的トス

第三条 本社ハ基督教ヲ以テ徳育ノ基本トス
前に触れたように、そもそも「知育・徳育・体育」の三つは同一面に並べるべきものではなかつた。「精神教育」を二分して「知育」と「徳育」とし、その二つを統合したものが、「身体教育」すなわち「体育」とあいまって「教育」を完成する、という関係のものであつた。そして、この考え方で何よりも意味深いのは、「知徳分離」という点であつた。「知徳体」と三つを並べたばあい、「知」と「徳」とがたがいに分離してかつ統合されるという考えは、まったく消え失せてしまふ。三つの漢語を並べた表現は、たとえば「月雪花」、「松竹梅」、また「真善美」など、鼎立する関係にあるものを言うばあいは問題がないのであるが、それと同じように「知徳体」というのはまやかしてある。この並べ立ての表現をいつだれが始めたものか不明であるが、非論理的なこの言い方は、勅語体制の成立と無関係ではないと私は考えている。

新島らの近代人にとって、「知育」と「徳育」とは、方法に

おいて別の形をとりつつも、究極においては一致して「精神教育」を達成するものであった。私が「知徳分離」という勝手な言葉を使って述べたのは、「知」が「徳」に隷属するという意味での前近代的な「知徳合一」からの脱却を示すためのものであったが、それは、当然まともな意味での「知徳合一」に到達することを前提としたものである。まさに「知」と「徳」とは不即不離であり、新島の「知徳併行主義の教育」は、まさにその点を言い得て妙の至言である。

新島は、米国人の「徳」の根底にキリスト教の独立自主平等自由の精神を見出し、またその「徳」とあいまってこそすぐれた「知」が存在し得ていることを見出したのである。その新島の気持ちは、「体育」も必要だからなどと言って「知徳体」と並べてしまつては、まったく表わすことができない。そんな次元の問題ではないのである。「知徳体」が新島の心だと強言する者がいるならば、その人は、きびしくもはげしい新島の心をまったく理解していないのみか、知ってか知らずか、「徳」も教師が生徒に授けてやるのだなどという、およそ新島の心と逆のことになつてしまふ危険性に無関心でいると、責められなければならない。

ところで、『綱領』の言葉は、勅語体制下においてしつこく問題とされ、さまざまの騒動があつたと聞いている。しめつけが絶対的にきびしくなつた昭和十六年四月に改訂された『寄附行為』を見よう。

第一条 教育ニ関スル勅語ヲ奉戴シ聖旨ヲ遵守シテ教育

ノ実績ヲ挙クルコトヲ以テ本法人ノ目的トス

第四条 本法人ノ維持スル学校ハ皇国民ノ錬成ヲ目的トシ基督教ノ精神ヲ採ツテ德育ニ資ス

その時の事態ではやむをえぬことであり、いたましく、非難する気はもうとう無いけれども、これは完全に『教育勅語』に屈服するものであった。『綱領』以来つねに『寄附行為』の冒頭に輝やかしく示された「知徳併行主義」が姿を消している。「基督教ノ精神ヲ採ツテ德育ニ資ス」とやせがまんをはつても、所詮その「德育」は「皇国民の錬成を目的とする勅語の德育」に外ならないものである。

戦後改訂されて現在に及んでいる『寄附行為』を見よう。

第二条 本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教を德育の基本とする学校を経営し、もつて教育の実を挙げることを目的とする。

ここにも「知徳併行主義」は消えたままで記されていない。『教育基本法』や『学校教育法』にその精神が含まれているとでも解釈されたのであろうが、じつに不可思議なことである。

私は、根本の「知徳併行」を述べることなく、単に「キリスト教を德育の基本とする」と言うことに、はなはだ危惧の気持ちを抱いている。「德育」という言葉は、いかに否定しようとも長年の黒いしみがぬぐい切れないがゆえに、よほど慎重に扱わないと、ともすれば勅語的なものに理解されてしまふおそれがある。キリスト教が勅語の代わりとなつたりしては大変である。そんな内外の錯覚・誤解を防ぐためにも、「知徳

併行」をなおざりにしてはいけなと思う。それに、はげしい「知」の追求を表わす言葉を抜きにして、ただ「徳」だけを言うのみでは、なにとはなしに、「知」よりも「徳」がたいせつだというような気分を与えてはいはしないかと危ぶむのである。ときどき、「同志社には国立大学にない良さがある。」という類の話を聞くことがあるが、その趣旨に「知的にはよわいが徳的にはすぐれている。」といった自慰的雰囲気を感じさせられることがある。このように用いられる「徳」は、もちろん新島の心と程遠いものであるが、現行の『寄附行為』のあいまいな表現がそのような考えの支えとなっているのでなければ幸いである。

『寄附行為』はけっして単なる飾り言葉ではない。私は、現在も続けられている『寄附行為』改訂の作業にあたって、「知徳併行」の復活をはかれるよう、心から願っている。そして、百年前の青年新島襄の志を、それぞれに同志社人が受けとめて、いやがうえにもみずみずしさをたたえて同志社が発展するよう、期待している。

(六)同志社のシンボルマーク

私は、正三角形を三つあしらった、あのかっこいい同志社の校章が、「知徳体」を象徴するものだと思われた時、ショックだった。でも、それも「三つ葉のクローバー」と称して喜ぶのと同様に、おっちょこちょいが施した解釈だろうと思ってもいたが、いかんせん、それが真実だといわれるのである。

あのマークは、明治二十六年十月、同志社大学教授湯浅半月が、「知育・徳育・体育」を象徴するため、新島家の定紋「根越の笹」の葉三枚を連ねたものを整形したのだと、『同志社九十年小史』は述べている(一五〇ページ)。筆者の田中良一は、わざわざ「念のため湯浅の談に基づき考案の経過を説明し……云々」とことわっている。大正五年に同志社普通学校教頭の波多野培根が起草した解説によれば、湯浅の考案したこのかたちは、「国士を意味するアッシリア文字「ムツウ」と同形であり、かつ三位一体、知徳体三育の調和等、完全を意味するもので、したがって徽章の意味は国家のため完全な教育を行うことを象徴したものである」そうである。

「知徳体三育の調和」などという言葉を、湯浅はいったいどんな思いで述べたのであろう。明治二十六年は、新島襄没後三年である。同時に教育勅語発布後三年である。「知徳体」が新島の心を表わし得ないことはすでに述べたが、それにもまして、時すでに勅語体制下にあり、その言葉はもはや勅語体制のものではなかったか。

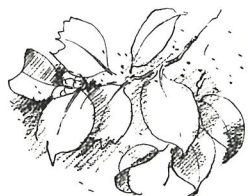
はたして湯浅半月は俗物でしかなかったのか。あるいは、その解説は後人のさかしらによる付会であったのか。私は、詩人半月のためにその後者であることを期待してはいるけれども、今はわからない。

事実を無視することはできない。私の心は、あのかっこいい同志社のマークを、そのシンボル性を言われるがゆえに、もうひとつ愛することができずにいる。

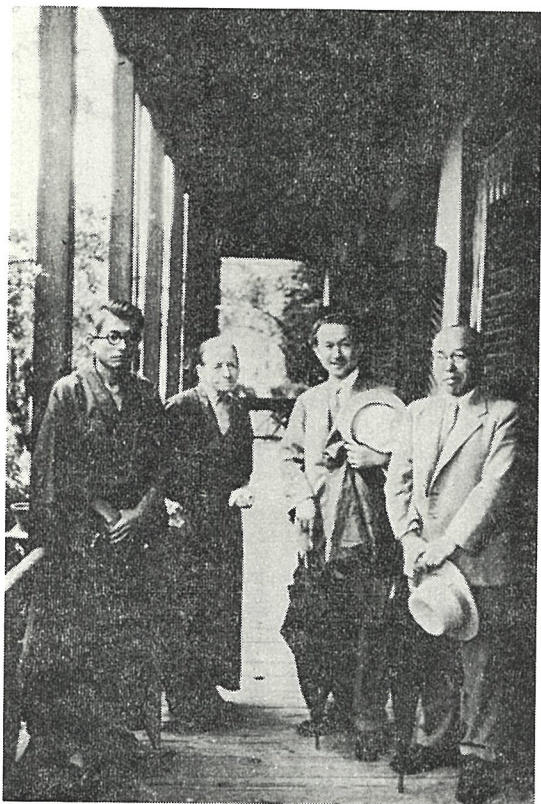
(番里中・高教諭・国語)

デントンさんとリーチさん

——民芸の友の思い出



外村清子

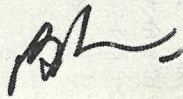


向かって右から、浜田庄司氏、柳宗悦氏、デントン先生、外村吉之介氏

去年のことでございますが、バーナード・リーチさんから久しぶりにお手紙をいただきました。その中に一枚の古い写真が入れられて、文面によりますと、「古い写真を整理していたら、この一枚が見付かった。私も年をとったし、こちらには誰もこの顔ぶれを知っている者はないのでそちら

におくる」とありました。写真はもう茶色に変わっていて、見るからに古いのですが、デントン先生が見えるし、柳宗悦先生、浜田庄司先生と外村のまだ若々しい姿が写っております。裏には一九四〇年六月三十日の日付けで、撮ったのは堀内清、デントン館にてとあり、三人の名が記されています。

enjoying getting ready for it, and I'm sure you are - & selling them. I
 believe there is a new crop of 'em (in it) now.
 How wonderful in old age becomes young again. I thank God for his good
 health.
 Please when you see, tell my grandpa that I do not forget him &
 their kind wishes.
 I have just seen the new Retropective Exhibition - London at the
 V & A. How fine.
 My love to all. - Germany next year will be 90!



バーナード・リーチ氏の手紙
(筆者あて)

以前に書かれたものと思います。
 見えず、乱れた字になりましたが、かなり
 しいとどのいから見て（最近目はほとんど
 が「フロレンス・デントンは私の幼年時代
 から知っていた」と書いてあって、字の美
 ず。インキの文字は堀内清氏で、無論横文
 字なのですが、下方に鉛筆で、リーチさん

リーチさんの自叙伝によりま
 と、四歳の時に京都に來られて、
 お祖父さまがつとめておられた同
 志社で、デントン先生に会われた
 といひます。村岡景夫先生のしら
 べで、お祖父さまのシャープ氏は
 同志社でなく、京都第三中学で教
 えておられたということが判かっ
 ています。当時数少ない京都の
 外人仲間では交際が深く、幼ない
 リーチさんにデントン先生は印象
 にのこつたものかと思ひます。外
 村は当時この写真をもらつていな
 かつたのですが、これを見て、も
 う三十数年前のことを少し思ひ出
 したと申しています。その時、デ
 ントン先生の広いお部屋には、無

数に集められたミニアチュールが並んで
 て、柳先生がデントン先生に Mrs. Tomo-
 nura is your daughter と言つて紹介され
 ると嬉々としていろいろ話されたこと、帰
 りに外へ出て歩きながら、浜田先生が「あ
 あいう人が一人はいていいんだ」と言われ
 たことなどを憶えていると申しています。
 序でございませうけれども、リーチさんの
 おたよりは、毎回「お宅で五月の朝飲ん
 だ冷たい煎茶の味を忘れることができな
 い。あれはお茶の味の最上ではないか。」
 とお書きになっています。これは、私ども
 で夏には水だしと申しまして、水や氷で玉
 露を出すのでございませう、それを大變よ
 ろこんでお上りになつたのでございまし
 ました。もし私どもが訪問するようになつた
 りましたら、お茶を持参して、セントアイ
 ヴスの水で出してあげたいものと思つてお
 ります。もうほとんど盲目になつておられ
 るリーチ先生には、舌か手に触れるものが
 よいお土産であらうと考へております。

(昭和四年女学校専門学部卒)
 倉敷民芸館長夫人

同志社で学んだもの



「わが行くみちいついかになるべきかはつゆ知らねど主はみこころなしたまわん。そなえたもう主のみちをふみてゆかんひとすじに。」六十年余り前に、十一歳五カ月、年足らずで同志社女学校普通部（現在の中学・高校）に入学を許されて以来、平安寮（普通部生の寄宿舎……現在黎明館のある所）で五年間を過ごさせて頂き、讚美歌ばかりうたつて一向に勉強をしないで過ごした私、孤児であったためかもわかりませんが、強く胸にしみつき、私の生涯の糧となりつづけていますのは、前述の讚美歌四九四番の文句であります。

日曜日になりますと、列をなして同志社教会（今の中学の講堂）へ、皆が喜々として歩をすすめたのは、ついこの間のように思い浮かびます。ミリヤムクワイヤーに入れられまして、礼拝での合唱、時にはグリーククラブとの混声合唱をしたのもたのしい思い出。普通の日には早朝から心あう友と、ゼームス館の正面石段にすわり、芝生のうつくしさに魅せられ、造物主のみわざの奇しさに、感謝の祈りを捧げ

別所 秀子

た事もわずれがたく、何といたしましても、神様を中心とした明るさが漲りつづいていた事がなつかしうございます。

神様は更に奇しいみ業で私を女子専門学校（現在の女子大の前身）に三年間の勉強の機を与えて下さいました。家庭をもつていて須磨からの汽車通学（当時はまだ幾本かのみの汽車）で、相変わらずの怠けもの学生でありましたが、ここでも多くのよき師に、よき環境に恵まれ、入学早々には三輪源造先生より「奥の細道」を学び、深い感銘を受けたその上に、言外に新島精神をたえずお伝え下さいました。また、尊敬してやまない師らが女性としての聡明さと優しさをたたえた笑顔で、物静かに、謙譲と控え目であられるお人柄に何回心を打たれた事でございます。デントン先生の御温情も、もちろんわずれがたく、この三年間にしみじみ教えられましたことは、「彼らは世より取らんとす。我らは世に与えんと欲す」という人生行路への心の糧でありました。



編集部からの原稿依頼に、「それぞれの分野において活躍の」とのことでしたが、それで

同志社で学んだもの

そうして、実社会の荒波にもまれたり、また、奇しくも三十年近くの間、家庭裁判所(神戸)の参与員・調停員として奉仕の機を与えられ、数多く、世の紛争の調停にあたって居りますが、もしそれら当事者も、物・心ともに「世に与えんと欲す」との新島精神をモットーとして生きつづけて下さるならば、家庭内の紛争も、また対人関係におきましても、このような争いは起き得ないのに、と痛感いたしつづけて居ります。

年末に、八年余りも伏せて療養をつづけていられ、八十八歳になられる(尊敬申し上げている)先輩(同志社の普通部御卒業後、お茶の水の女高師……現在のお茶の水女子大をご卒業)を仁川のお宅へお訪ねいたしましたら、長年の病床生活者とは思えない、明るい笑顔で、「この年になって……いろいろと考えるのですが……私の最高の幸せは、同志社で育てら

れたことで、そのすべてが……感謝で一杯です。神様は私をよきに導いて下さいますワ」と、また、新島精神についても、私同様のお気持ちをしみじみ語りつづけて下さいました。

同志社に学び得ました私どもは、この「彼らは世より取らんとす。我らは世に与えんと欲す」スバラシイご教訓を人生行路の指針として生き抜こうとの願いを持ち得る幸せを、改めて感謝いたしますと同時に、人間の弱さに対しましては、神様よりの奇しいお守りとお導きのある事を信じ、いつどのようなときも明るく、たくましく、ご用のため生き抜かねば、と、念願いたしつづけて居る今日この頃なのでございます。

(昭和三年女学校専門学部卒
同志社女子大学名誉教授)

川合 玲子

私は、主婦の分野においてということにでもなるのでしょうか。平凡な主婦の生活など、当たり前前すぎて書くに足

らないものに定まっていますけれど、でも同志社の卒業生すべてが必ずしも有名人であるとは限らないのなら、私のような生き方でも——この世に生きて本当に良かったと思っているのなら、そしてそれは、同志社に学んだ故であると思っっているなら——私にも書く資格があるかも知れませんが。

このお正月、一枚の年賀状の前に、二十数年前の女子大入学の日のことを思い出しました。「ボストンバッグの中に配給米の異動証明書をしのばせて……」。そうでした。あの時、私は、ようやく寮で食事の用意ができるようになった同志社へ、はるばる北海道から出て来たのでした。コートは祖父の戦争中とっておきの背広の着地、寝具は母の銘仙の着物をほどいて、シーツは衣料切符でやっと手に入れた駐留軍放出の洋服地でした。戦中戦後の混乱期、ろくに英語の授業も受けない高校生活の後待っていた大学生活は、何と生気に満ちて、私たちの知識欲を満足させてくれたことか。分からないながらに必死でノートをとったゲラント先生の米文学史、高田先生の本場のシェクスピアの香り、ヒバード先生の英文学形態、何もかもすべてが私にとって知識の出発でした。

当時、教養課程の中に「人間関係」という授業がありました。福原先生からどんな授業を受けたのか、既に記憶にはないのですが、人間関係という耳新しかったその言葉は以後ずっと私の心の中に住み、その持つ意味の重さは年々

増していくようです。「人間関係」という授業を束ねるため、先生方お一人お一人がその責任の一部を担っていらしたことを今に思い当たります。冬休み一人で寮に残っている私を夕食の輪に加えて下さった、当時学長の片桐先生、お庭で採れた柿や、ご自分で作られたおはぎを持って寮をしばしば訪ねて下さった滝山先生ご夫妻、就職難の折、赴任校の校長先生にと持たせて下さったリコメンデーションは、ヒバード先生直接のペンによるものでした。当時の学生は、ほとんどこんな思い出を一つや二つ持ったのではないのでしょうか。

そももう一つ。同志社で偶然に拾ったというか、一方的に神様の深いご配慮でとしか言いようのない、信仰の灯は、私の生活のベースです。幼い心のままに、舎監の宮下先生を通して茂牧師に信仰の扉を開かれ、諸先生の真摯な信仰の態度に触れて心は熱していきました。滝山先生の、コリント第一の書の第十三章を読まれるお声が今も聞こえます。そのお声は、神様の私を呼ばれるお声と重なって、私に信仰の道をあゆませます。百年前、同志社を創立されるにあたって、新島先生が、そこに集まった六人の学生と祈禱会で祈られたことは何であったのかと、折々にしのびます。

私の半生はとうに過ぎましたが、若い日に主を覚え、真の学問が何かを教えられた経験は、私の中に生き続けています。英語を子供たちに教えることも、絵を画くこと、短



同志社十年選手のレース・ガイド

歌を詠むことも、私の生を証明する以外の何ものでもありませんが、その生き方、めざし方を常に義しき^よに示される

のは、まさに同志社の教育そのものであったと、改めて思うのです。
(昭和三十年女子大学学芸学部卒・主婦)

桜が満開の香里の丘を登り、同志社香里中学に入学したのが昭和四十年。それ以来十年間同志社にお世話になった。私の人格は同志社十年間で形成された。

はじめて社会に出て、他校出身の諸氏と交われば、同志社の校風がきわだって特色があると気づくに違いない。入社すれば、時として学生時代の思い出話に花が咲くこともあるのだが、同志社OB諸氏は、とりわけ力を込めて母校を語る。私も同志社の先輩と仕事のつながりがあり、偶然同志社の話しになり、その後色々とお世話になったこともある。同志社の特色は、キリスト教主義に基づく良心教育にある。この新島襄先生の初心を同志社は決して忘れてはならない。同志社の自由闊達^{くわ}な校風もここからでてくるのであり、この点を喪失すれば同志社の特色もなくなってしまう。

しまう。

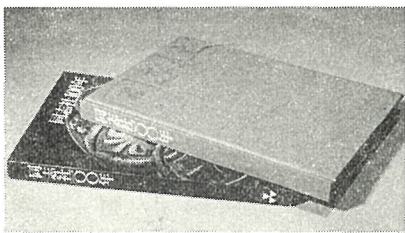
私は香里在学中新聞部に所属し、昼は勉強、夜になれば辞書をめくって原稿を書き読書する生活を六年間送った。香里在学中読書する習慣を身につけ、小遣いをほとんど本のために投入したのもこのころである。

大学に入学してからは、広告研、文学研、というサークルに入会した。本をかかえて登校するものの、烏丸今出川で市電をおりて、学生会館と喫茶店JOYに入りびたるようになってしまった。夜になれば、千本中立売、白梅町、下鴨、岩倉の友だちの下宿を泊まりあるき、夜がふけるのも忘れて様々な話を話しかけた。私は、今でも、この学生時代の自由奔放な生活を至上のものと思っている。大学を卒業して三年目になるものの、今でも学生時代の友人としばしば顔を合わせ、旧交をあたためている次第である。

岸 田 博

写真集『同志社100年』刊行

同志社は新島襄をはじめ、百年にわたる諸先輩の努力によって受け継がれてきた貴重な文化的遺産を有している。また、北は北海道から、南は九州熊本にいたる全国各地に、さらに、遠くアメリカの地、ボストンを中心とするニューイングランド地方にまでも、新島襄ゆかりの多くの遺跡を現存している。これら貴重な文化的遺物・遺跡を、百年を迎えた同志社人が内外に探訪し、カメラの眼を通してできるだけ広く記録し、さらに現在の同志社の生きた姿をありのままにとらえて後世に伝えたい意図のもとに、写真集『同志社一〇〇年』が、創立百周年記念事業の一つとして企画され、今回刊行をみたわけで、次の内容のある写真が、現在可能な限りの優秀なカメラ・ワークと印刷技術を通して、編さん、収録されている。



さて、私は、いまコンピューターにかかわる仕事をしているのだが、この市場は外国メーカー、国産メーカー入り乱れての混戦である。あつかう機械は、知識集約型の花形であり、ハードウェア、ソフトウェアの難解な分野にまで及ぶ。いまやコンピューターは目に見えない生活のすみずみに浸透している。国民総番番号、新都市交通システム、家電製品におけるマイクログンピューターの内蔵等々、コンピューターが活用できる分野は無限に広がっている。私の仕事のエネルギーは、同志社時代、クラブ活動で得た精神

力であり、今後とも精力的に仕事に打ち込むつもりである。卒業をむかえた後輩諸君も、様々な道に進んでゆくと思うが、社会人になって同志社をみれば、また私と違った感想を持つかも知れない。しかし、同志社の発展は、卒業生の学校に対するかかわりかたによって左右されるものだという認識をもち、おたがいに同志社を育ててゆくよう努力したいものである。

（昭和五十年大学経済学部卒
東芝(株)中部支社電子計算機部勤務）

内 容 第1部 同志社のキャンパスと建物

第2部 同志社の現在

第3部 同志社の遺跡・遺物

体 裁

豪華上製本（総クロス貼） 化粧ケース付
（頒価一二、〇〇〇円（送料八〇〇円））

並製本（上質紙貼） 頒価九、〇〇〇円（送料八〇〇円）

A4判 二〇〇頁（カラー九十三点、モノクローム七十二点）

高級美術印刷 オフセット多色刷

なお、『同志社一〇〇年』の別冊ともいえる『同志社 その一〇〇年のあゆみ』（上製本・並製本）も同時に刊行された。

発行所 学校法人 同志社

印刷製本 日本写真印刷株式会社

発売方法 同志社収益事業課